

遺産分割協議書

被相続人の表示

氏名	
生年月日	
死亡年月日	
本籍	
最後の住所	

上記被相続人の相続人全員は、被相続人の遺産について協議を行い、次のとおり分割することに合意した。

第1条（換価する不動産）

相続人全員は、次の不動産を売却して換価し、その代金を第3条のとおり分配することに合意する。

（1）土地

所在

地番

地目

地積

平方メートル

（2）建物

所在

家屋番号

種類

構造

床面積

第2条（売却手続）

前条の不動産の売却手続は、相続人 ○○ ○○を窓口として行う。相続人全員は、売買契約の締結、引渡し、登記手続その他売却に必要な一切の行為について、相続人 ○○ ○○に委任する。

2 売却価格は金 円を下回らないものとする。これを下回る価格で売却する必要があるときは、相続人全員の書面による同意を得る。

3 売却に必要な範囲で、前条の不動産について相続人全員の法定相続分による相続登記又は相続人 ○○ ○○名義の相続登記を経ることを、相続人全員が承諾する。

第3条（売却代金の分配）

第1条の不動産の売却代金から、仲介手数料、登記費用、測量費用、解体費用、固定資産税の清算金その他売却に要した費用を控除した残額を、相続人 ○○ ○○が 分の、相続人 ○○ ○○が 分の の割合で取得する。

2 相続人 ○○ ○○は、売却代金の受領後 か月以内に、費用の明細を添えて前項の金員を各相続人に支払う。

第4条（売却までの管理）

売却までの間に生じる固定資産税、都市計画税、火災保険料、管理費用その他の費用は、第3条第1項の分配割合に応じて各相続人が負担する。

第5条（譲渡所得の申告）

相続人全員は、第1条の不動産の売却による譲渡所得について、各自が自己の取得割合に応じて確定申告を行う義務を負うことを確認する。

第6条（預貯金）

相続人 ○○ ○○は、次の預貯金を取得する。

(1)

第7条（後日判明した財産）

本協議書に記載のない遺産及び本協議の成立後に新たに判明した遺産については、相続人全員で別途協議のうえ、その帰属を定める。

以上のとおり協議が成立したので、これを証するため本協議書を相続人の人数分作成し、相続人全員が署名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

相続人 住所

氏名

印

相続人 住所

氏名

印

※ 換価分割では、売却代金の分配が贈与と扱われないよう、協議書に換価する旨と分配割合を明記します。売却益が出た場合の譲渡所得の申告や、空き家に係る特例の適用可否は、売却前に税理士へご確認ください。